

11月県議会 一般質問 (11月30日)

行財政改革

国の財政状況

・コロナ対策については、昨年度からの補正予算の財源はすべて赤字国債で、借金の返済は60年にわたり将来子や孫の世代が負担することになる。

・赤字国債は、700兆円もの残高で、建設国債と合わせると現在1000兆円の残高である。

●**酒井**：国は巨額の借金を抱えて危機的な財政状況にあり、これが今後の地方財政に大きく影響することから、国家財政の健全化を計画的に進めるべきと考えるが、国の財政状況についてどのように認識し、今後どのように対応していくべきと考えているのか？

●**知事**：国の財政状況は「厳しい」と言える状況を通り越している。将来世代に過度な負担を

負わせない、持続可能な財政構造への転換を考えていく時期に来ている。

県の行財政改革

・私は昨年9月議会定例会の一般質問で、コロナを契機として「行財政改革方針」を策定することを提案した。

・この提案を受けて、県では今年度「行政・財政改革方針」の策定作業を行っており、年度内に策定する予定。

・国はこれまで基礎的財政収支の黒字化を目指す方針であったが、コロナ禍により経済財政への影響が見通せず、今後方針を修正せざるを得なくなっている。

・こうした中では、数値目標を掲げる「行政・財政改革方針」を、県として今年度中に策定することは困難と考える。

・私は、行財政改革を行う上で、民間ができることは民間に委ねる、バラマキ的な事業・パフォーマンズのな事業は行わない、新規の箱物の建設は行わない、やめるものはやめる、見直しは先送りしない、などの視点が非常に重要と考える。

●**酒井**：現状においてはコロナの影響による経済財政への影響が見通せず、今後の地方財政計画の概要が把握できないなど、地方財政を取り巻く環境は不確実性を増しているが、「行政・財政改革方針」を今年度中に策定する方針を先送りすべきではないか？

●**知事**：来年度は現行総合計画の最終年度になっている。「行政・財政改革方針」の策定期限について令和3年度末を予定していたが、総合計画と時期を合わせて令和4年度中の策定を目指して取り組む。

●**酒井**：行財政改革を進める上では、利害関係にある関係機関や団体等からの強い抵抗も予想されるが、「行政・財政改革方針」を策定し実行するに当たっての決意は？

●**知事**：広く県民全体の同意を受けようとする一方で、特に事業関係者とは丁寧な対話を行い、多くの県民の理解と協力を得ながら行政・財政改革を行っていく。

上・下水道の広域連携

上水道の広域連携

・地方自治体の水道事業を取り巻く環境が悪化しており、人口が減少して水需要が減少し、料金収入が減少していき、職員の高齢化と施設の老朽化が進んでいる。

・水道事業の課題を解決するためにも、水道の広域連携を進める必要があり、現在県が推進役となって、「水道広域化推進プラン」の策定作業を行っている。

・上伊那広域圏では、県及び5市町村により「長野県上伊那広域水道用水企業団」が昭和55年に設置され、平成4年から5市町村に水道用水を供給している。

●**酒井**：「水道広域化推進プラン」の策定に向けたスケジュール感はあるか？

●**環境部長**：現在広域化の形態(①管理の一体化②施設の共同化③事業統合の3パターン)の検討を進めているが、その結果を1月以降に水道事業者に示す。その後広域連携の方向性について協議及び検討を進め、令和4年度中に「水道広域化推進プラン」として取りまとめる。

●**酒井**：上伊那広域圏は水道の広域連携を進めるには、様々な環境が整っていると考えるが、今後広域連携を進めるモデル地域として、県が推進役となつて他の地域に先行して連携を進めることを提案するが？

●**環境部長**：上伊那圏域では、企業団から用水供給を受けるエリア内では既に市町村間の基幹施設が接続された形となっている。このため大きな費用をかけることなく施設の統合を行うことが可能。上伊那圏域においてモデル的な広域連携策が打ち出せるよう、広域化のシミュレーション結果に基づき市町村並びに企業団と意見交換を行う。

●**提案に基づいて、上伊那広域圏をモデルに水道の広域連携策を進める県の方針が明確になりました。**

下水道の広域連携

・下水道事業を取り巻く環境は悪化しており、職員数の減少、人口の減少に伴う料金収入の減少、処理場や管路の老朽化に伴う更新需要の



県営箕輪ダム (企業団が取水)

増大などが課題。

・課題解決のためにも広域連携を進めるべきであり、中でも公益財団法人「長野県下水道公社」に業務委託することが非常に有効と考える。

・公社は、長野県と県内の全市町村が参画して平成3年に設置されており、主な事業は市町村の下水道の維持管理など。

・下水道公社は県と県下の全市町村の出捐(会社でいう出資)により設立された組織であり、市町村の義務としても終末処理場などの維持管理を公社に委託すべき。

●**酒井**：長野県下水道公社の経営力の強化を図るためにも、市町村の下水道事業の経営改革を図るためにも、下水道施設の維持管理業務を直営で行っている市町村に対して、可能な限り下水道公社に委託すること要請すべきと考えるが、公社の理事長でもある副知事としての所見を伺う。

●**副知事**：公社では、県下の約半数の市町村から処理場の維持管理業務を受託しているが、今

後人口の減少や技術系職員の確保が困難となることを見込まれており、特に小規模市町村において下水道公社の必要性がさらに高まる。県では令和5年度からの新たな下水道に関する構想策定に向けて作業を進めており、この策定過程において下水道公社の一層の活用について市町村に提案していく。

●**提案に基づいて、下水道の広域連携の一環として、市町村下水道の維持管理を県下水道公社へ委託していく県の方針が明確になりました。**

委員会活動

●**委員会活動**

酒井県議が委員長を務める総務企画警察委員会が審査した議案は「迷惑防止条例案」など7件、陳情は16件ですが、議案は全て原案どおり可決すべきと決定し、陳情は14件を採択すべきと決定した旨の委員長報告を行い、本会議では全てが委員長報告のとおり可決されました。



総務企画警察委員会 審査の様子